

大洗町車いすテニス環境整備基金運営委員会
役員と運営スタッフの活動経費弁償等に関する規程（案）

【趣旨】

第 1 条 この規程は、大洗町車いすテニス環境整備基金運営委員会（以下「本会」という。）が健全な運営を行い、事業を継続・発展させるために、役員および運営スタッフが負担する費用の弁償等について必要な事項を定めるものとする。

2 弁償の内容は、運営活動に係る際に発生する経費負担を軽減するための補助の範囲とする。

【事業活動に係る交通費】

第 2 条 本会の役職を務める活動者に往訪に係る交通費を公共交通機関運賃の範囲以内、かつ、税法規定の非課税範囲以内で支給する。（金額は別に定める。）

【会議・研修の旅費】

第 3 条 役員が職務において本会が主催する以外の会議および研修に出席したときは、旅費を公共交通機関利用の範囲内で支給する。

【弁当・飲料水の支給】

第 4 条 事業運営のために長時間当たる活動者に弁当や飲料水を上限 1,000 円（1 人／1 日）として支給することがある。

【会議で食事が伴う場合の補助】

第 5 条 本会は、重要会議の開催会場を飲食店等とした場合に、出席者に上限 1,000 円（1 人／1 回）として補助を行うことがある。

【役員活動に関わる補助の額】

第 6 条 当会委員長および副委員長、重要専門職に就く委員には、職務を果たすために掛かる諸経費（自己負担の通信費、事務費、印刷費、会合経費、消耗品費等）の補助として次のとおり支給することがある。

（1）委員長および副委員長 年額：0 円～上限 20,000 円

（2）重要専門委員 年額：0 円～上限 10,000 円

2 国又は地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。

3 大洗町ビーチテニスクラブ指定管理団体の代表及び専従職員が、その業務として当会役職に当たる場合には、上記の補助を個人ではなく指定管理団体に委託料として支払うものとする。

4 大洗町ビーチテニスクラブ指定管理団体のパート職員が、勤務日以外に当会役員職に当たる場合には、その個人に上記の通りに支払うものとする。

5 上記補助金は、年度末の 3 月にまとめて支給するものとする。

【事務局の業務委託】

第 7 条 本会は、以下の業務を大洗町ビーチテニスクラブ指定管理団体に委託し、費用として上限で月額 15,000 円（年額 180,000 円）を支払うものとする。

(1) 会議の開催に関わること

開催案内の発信、会議資料の作成、議事録の作成

(2) トーナメント開催に関わること

事前情報の収集、関係組織・団体との調整、開催要項(仮)の作成、公認申請、専門職役員の依頼、開催要項の公開・発信、後援・協賛・協力の依頼（依頼書一式の作成・発信、確認）、ボランティアの依頼（募集案内の作成・発信、とりまとめ）、参加申込みの受付・対応、協賛金品の受付（問合せ応答、申込受付・返信、入金確認、物品の收受確認、返礼挨拶）、協賛広告の受付（問合せ応答、原稿受付・返信、原稿調整・確認）、パンフレットの作成・配布（原稿作成、印刷委託、往訪又は郵送による事前配布）、必要物品の購入（賞状、メダル楯、試合球、飲料水、弁当、スタッフ着用品）、必要物品の借用（仮設トイレ、スコアボード、トランシーバー、テント、ターフ）、必要物品の作成（選手ネームプレート、スタッフ名札、掲示資料）、運営資料の作成・共有（日程表、式典式次第、スタッフ名簿、OP）、会場設営準備（駐車場、運営本部、観戦エリア）、ボランティア調整、当日運営（受付、来賓対応、進行補助、記録、写真・動画の撮影）、関係組織・団体への報告（礼状および報告書一式の作成、発信および往訪挨拶）

(3) 講習会・練習会等に関わること

指導者の依頼、開催要項の作成・発信・公開、参加申込みの受付・対応、問合せ応答、申込受付・返信、ボランティア依頼（案内作成・発信、とりまとめ）、運営資料の作成、参加者名簿および指導者&スタッフ名簿の作成、協賛の依頼（依頼書一式の作成・発信）、協賛金品の受付
当日運営（道具類の準備、受付、会計、片付け）

(4) 広報に関わること

Web ホームページの開設・更新、各種問合せの受付・対応

(5) 会計に関わること全般

会計記帳（複式簿記による公的会計報告に対応可能な記帳）、現金・預金管理、会計報告書の作成

(6) 事業計画および報告に関わること

各種資料の作成、計画書・報告書の作成・提出・発信

(7) 資料および物品の保管に関わること

(8) そのほか当会の運営に必要な業務

【公表】

第8条 本会はこの「役員と運営スタッフの活動経費弁償に関する規程」を公表するものとする。

【規程の改廃】

第9条 この規程の改廃は、役員会の決議を得て行う。

附 則

【施行期日】

1 この規程は、令和1年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。